

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

保険法が施行されることに伴い、及び加入者等の負担の軽減を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる様式について、加入等の申込み時に交付される書面の確認に関する事項を加える等、所要の規定の整備を行う。

ア 加入等申込書

イ 加入証書

ウ 口数追加証書

(2) 心身障害者扶養共済制度の加入等申込書に添付する書類の一部について、様式を廃止し、独立行政法人福祉医療機構が定める書式によることとする。

(3) 加入者等が提出する書類について、住民票の写し等の添付書類の提出部数を削減する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターにおける施設の利用について、おやつを提供を見直すとともに、新たに衛生用品等を提供することに伴い、使用料の額を定める等所要の改正を行う。

(2) 診療報酬の単価が改定されたことに伴い、使用料の額を見直す。

(3) 児童福祉法施行令に基づく保護者の負担の軽減措置が講じられる場合及び障害者自立支援法に基づく日中一時支援事業による支援が行われる場合における使用料の額の特例を定める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立皆成学園におけるおやつに係る使用料を1食当たり50円(現行 1食当たり140円)に引き下げる。

(2) 鳥取県立総合療育センターにおけるおやつを提供廃止に伴い、これに係る使用料を廃止する。

(3) 鳥取県立総合療育センターの施設の利用に係る使用料の額を次のとおり改定する。

ア 使用料の新設

項目		単位	1単位当たりの使用料の額
衛生器具	アルコール綿花	100グラム	150円
		200グラム	190円
	人工鼻	カニューレ用	540円
		呼吸器用	630円
	カラー注射器	1ミリリットル	10円
		2.5ミリリットル	10円
5ミリリットル		10円	
付添用寝具		1日	130円

イ 使用料の引き上げ

項目		1回当たりの使用料の額	
		改正後	現行
予防接種	三種混合	4,160円	4,060円
	風疹	5,420円	5,210円

虫歯予防フッ素塗布	1,250円	1,220円
-----------	--------	--------

ウ 使用料の引き下げ

項目		単位	1 単位当たりの使用料の額	
			改正後	現行
薬剤容器	投薬瓶	100ミリリットル	30円	40円
		200ミリリットル	40円	50円
	軟膏容器	20グラム	10円	20円
		30グラム	20円	30円
衛生器具	栄養カテーテル	8 フレンチサイズ	110円	150円
	カテーテルチップ	20ミリリットル	70円	80円
	注射器	10ミリリットル	10円	20円
	経腸栄養セット	1 組	1,260円	1,650円
歯ブラシ		スポンジ	20円	30円

(4) 児童福祉法施行令の規定による保護者の負担上限月額についての軽減措置等が講じられる場合においては、次に掲げる施設の利用に係る使用料の額は、それぞれに定める額とする。

ア 鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園又は鳥取県立中部療育園への児童福祉法の規定による入所等 当該軽減措置後の保護者の負担上限月額

イ 鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターに障害者自立支援法の規定による短期入所をした場合における食事の提供（市町村民税所得割が28万円未満の世帯に係る障害児の利用に限る。） 朝食230円、昼食300円、夕食370円（軽減措置前 朝食400円、昼食530円、夕食650円）

(5) 鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターにおける食事の提供について、障害者自立支援法に基づく日中一時支援事業による支援が行われる場合にあっては、当該支援に係る食事の提供についての使用料の額は、食事の提供に要する費用に相当する額から当該支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(4)及び(5)を除き、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

所得税法等の一部が改正され、所得税額等に係る控除の制度が変更されたことに伴い、措置費等の徴収額の決定の際に使用する所得税額及び所得割額の計算方法について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 所得税額を算定する際に適用除外とする控除に、次に掲げる控除を新たに追加する。

ア 所得税法の規定による寄附金控除

イ 断熱改修工事等を含む一定の増改築等を行い、住宅借入金等を有する場合において、所得の額の控除の特例の適用を受ける場合の当該控除

(2) 所得割額を算定する際に適用除外とする控除に、地方税法の規定による寄附金控除を新たに加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は公布日とする。

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

1 規則の改正理由

所得税法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 負担金の額の区分となる所得税額の定義について、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - 肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。
- 2 規則の概要
  - (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間を1年間延長する。
    - 改正前：平成20年1月1日から平成22年3月31日まで
    - 改正後：平成20年1月1日から平成23年3月31日まで
  - (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。